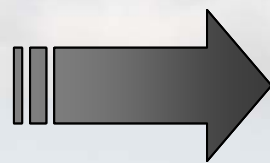


秋田の美しい自然はみんなの宝物

岩手県から震災によって発生した瓦礫の受け入れを我が県は表明しています。復興への手助けは同じ東北人として協力を惜しむ気持ちはありません、しかしこの瓦礫受け入れに関しては三つの大問題があります。

県側の説明 目的について

東日本大震災による災害廃棄物の発生量は膨大であり、被災地での処理だけでは場所的・時間的に大きな制約があり、早期復興の妨げになっています。このため、被災地の隣接県である秋田県としては、県民の皆様の御理解をいただいた上で、災害廃棄物を受け入れることが、被災地の一日も早い復旧・復興につながる



問題点1

行政の事務はすべて、根拠になる**法律(根拠法)**が必要です。これは「法治国家」の根本であり、「知事の思い」でなんとかするようなものではありません。震災廃棄物(がれき)の**広域処理は、根拠となる法律が存在しない、違法事業**なのです。

県側の説明 受け入れ条件について

・岩手県から災害廃棄物を受け入れる際の条件、災害廃棄物の放射能濃度の目安を**100Bq/Kg**以下。この**100Bq/Kg**以下のものは、震災前から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」により、放射性物質に汚染されたものとして扱う必要がない(クリアランスレベル(※))とされており

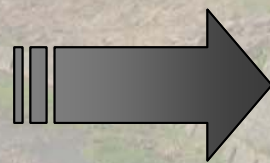


問題点2

廃棄物処理法も、この事業にはあてはまりません。**「放射性廃棄物の処理」は同法から除外されている**から。原子力規制法の「クリアランスレベル」も、今回の瓦礫処理の根拠にはなりません。

県側の説明 安全について

焼却施設には、排ガス中の飛灰を除去する高性能の排ガス処理施設(バグフィルター等)が備わっています。国によると、排ガスから**放射性セシウムがほぼ100%除去**されており、現行のばいじんの排出規制を遵守していれば、大気への拡散の心配はないものとされています



問題点3

気化した物質はバグフィルターではほとんど補足できない(ダイオキシンでさえ基準超えはしょっちゅう)よって**環境に拡散し放射性物質による汚染が、動植物全てに影響する。最悪の環境破壊が進行する。**

私達が取るべき行動

- 瓦礫受け入れの問題は、各市町村の住民の判断で解決出来る事を理解する。
- 違法・無法事業である計画に賛同しない。
- 市長へ反対の意思を示しましょう！
- 知事へ反対の意思を示しましょう！

いま行動しなければ、安全で美しい自然を
子供達に残すことが出来なくなります!!

このチラシは山本節子様 反焼却市民の会代表、調査報道ジャーナリスト、の協力を得て作成しました。著作：『ごみ処理広域化計画』『ごみを燃やす社会』『ラブキャナル』など。瓦礫問題の詳細な情報が確認出来ます。→ <http://wonderful-ww.jugem.jp/> (ワンダフル・ワールド)

詳しい県内の運動に関しては、放射能を拡散させない市民の会(秋田県中央)のホームページをご覧ください。 <http://akitacity.web.fc2.com/> →
チラシ製作担当 茂木 忍 Email:shinobu.motegi@gmail.com

